

【 投 薬 】

３０１ 慢性疼痛等に対するデュロキシセチン塩酸塩の算定について

《令和６年９月３０日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するデュロキシセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性疼痛
- (2) 癌性疼痛

○ 取扱いを作成した根拠等

デュロキシセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の添付文書の効能・効果は「うつ病・うつ状態」、「下記疾患に伴う疼痛」であり、下記疾患として「糖尿病性神経障害、線維筋痛症、慢性腰痛症、変形性関節症」と示されている。

以上のことから、慢性疼痛、癌性疼痛に対するデュロキシセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の算定は、原則として認められないと判断した。